

## 千葉県児童自立生活援助事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定め、義務教育終了後、里親や小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除された児童、母子生活支援施設における保護の実施を解除された者及び一時保護を解除された者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等（以下「児童自立生活援助事業所」という。）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

### (事業の委託)

第2条 事業の実施主体は千葉県とし、児童自立生活援助事業所の運営は、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は市長が適当と認めた者に委託して実施する。

2 事業の委託を受けようとする法人等の代表者は、あらかじめ法第34条の4第1項に基づき、児童自立生活援助事業開始届出書（様式第1号）を届出しなければならない。

### (対象者)

第3条 児童自立生活援助の対象者は、以下のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

(1) 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳未満の者（以下「児童等」という。）であって、次のいずれかに該当するもの（以下「措置解除者等」という。）のうち、法第33条の6第1項の規定に基づき、児童相談所長により児童自立生活援助の実施が必要とされた者。

ア 小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除された者

イ 母子生活支援施設における保護の実施を解除された者

ウ 児童自立生活援助の実施を解除された者

エ 法第33条第1項又は第2項の規定による一時保護を解除された者

オ アからエまでに掲げる児童等以外の児童等であって児童相談所長が当該児童等の自立のために援助及び生活指導等が必要と認めた者

(2) 満20歳以上の措置解除者等であって、次のいずれかに該当する者のうち、やむを得ない事情により法第33条の6第1項の規定に基づき、児童相談所長により児童自立生活援助の実施が必要とされた者

ア 児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除された後、当該施設により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者

イ 母子生活支援施設における保護の実施を解除された後、当該施設により、相談

- その他の援助（アフターケア）を受けている者
- ウ 児童自立生活援助の実施を解除された後、当該事業所により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者
- エ 児童相談所、里親支援センター及び法第11条第4項の規定により里親支援事業（法第11条第1項第2号トに掲げる業務をいう。）に係る事務の委託を受けた者による自立のための援助（アフターケア）を受けている者
- (3) 前号柱書に規定するやむを得ない事情は、次に掲げるものとする。
- ア 次のいずれかの教育施設（以下「大学等」という。）に在学する生徒若しくは学生及び大学等への入学が予定されている者であること
- (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に規定する高等学校
  - (イ) 学校教育法第63条に規定する中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）
  - (ウ) 学校教育法第72条に規定する特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）
  - (エ) 学校教育法第83条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を含む。）
  - (オ) 学校教育法第108条第2項に規定する短期大学
  - (カ) 学校教育法第115条に規定する高等専門学校
  - (キ) 学校教育法第124条に規定する専修学校
  - (ク) (ア) から (キ) までに規定する教育施設に準ずる教育施設
- イ 次のいずれかに該当する者であること
- (ア) 試用期間中の者
  - (イ) 試用期間の満了後間がない者
  - (ウ) その他就労後間がない者
- ウ 次のいずれかに掲げる就学又は就労に向けた活動を行っている者であること。
- (ア) 社会的養護自立支援拠点事業を利用
  - (イ) 公共職業安定所における就職に関する相談
  - (ウ) 求人者との面接
  - (エ) (ア) から (ウ) までに掲げる活動に準ずる活動
- エ 疾病又は負傷のために就学若しくは就労又はこれらに向けた活動を行うことが困難な者であること。

(実施場所)

- 第4条 児童自立生活援助の実施場所は、次のいずれかに該当する場所及び対象者の居宅とする。
- (1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型  
法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホーム」という。）
- (2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型  
母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設
- (3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型  
小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）又は里親（親族里親を除く。）の居宅

(入居定員)

第5条 児童自立生活援助事業所の入居定員は、次に掲げる区分に応じ、当該児童自立生活援助事業所の運営規程で定めるものとする。

- (1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型 5人以上20人以下
- (2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型 5人以下
- (3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型
  - ア ファミリーホームの場合 6人以下(委託児童を含む。)
  - イ 里親の居宅の場合 4人以下(委託児童を含む。)

(設備等)

第6条 児童自立生活援助事業所Ⅰ型及びⅡ型に係る児童自立生活援助事業所(対象者の居宅を除く。)の設備の基準は次に掲げるものとする。

- ア 日常生活を支障なく送るために必要な設備を有し、職員が入居者に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。
- イ 個々の入居者の居室の床面積は、一人当たり4.95㎡以上とすること。なお、一居室当たりの入居者はおおむね2人までとすること。  
また、男子と女子は別室とすること。
- ウ 居間、食堂等入居者が相互交流することができる場所を有していること。
- エ 保健衛生及び安全について十分考慮されたものでなければならないこと。

(事業内容)

第7条 事業は、入居者が自立した生活を営むことができるよう、当該入居者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活支援等を行うものであり、その内容は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 就業への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助等
- (2) 対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関すること  
その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助等
- (3) 職場を開拓するとともに、安定した職業に就くための援助及び就業先との調整等
- (4) 入居者の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- (5) 児童相談所及び必要に応じて市町村(こども家庭センターを含む。)、児童家庭支援センター、社会的養護自立支援拠点事業、警察、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携
- (6) 児童自立生活援助事業所を退所した者に対する生活相談など

(職員)

第8条 児童自立生活援助事業所Ⅰ型又はⅡ型を運営する事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、管理者(事業所の適切な運営を管理するほか、支援全体を統括する者)及び指導員(主として児童自立生活援助を行う者)を置かなければならない。ただし、管理者は指導員が兼ねることができる。

2 指導員は、次に掲げる区分に応じ、次のとおり配置することとする。なお、児童等の人数に応じて、(1)又は(2)を満たす配置とする必要があることから、

入居定員に対応する人数の指導員を配置することができない場合は、入居定員を見直し、又は暫定定員を設定するものとする。

(1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型

ア 入居定員（暫定定員が設定されている場合は暫定定員とする。以下同じ。）が6人以下の場合は指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には残りを補助員（指導員を補助する者。以下同じ。）をもって代えることができる。

イ 入居定員が7人以上の場合は指導員を4人以上配置することとし、以降入居定員が7人から3人増える毎に指導員を1人加えて得た人数以上とする。ただし、下表の指導員数から1を減じた数以上指導員が配置されている場合には、残りの員数について、補助員をもって代えることができる。

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6まで	7～9	10～12	13～15	16～18	19～20
指導員数 (補助員を含む)	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

(2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型

ア 入居定員が2人以下の場合は指導員を1人以上配置する。

イ 入居定員が3人又は4人の場合は指導員を2人以上配置する。

ウ 入居定員が5人の場合は指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には、残りを補助員をもって代えることができる。

3 指導員は、児童等の自立支援に熱意を有し、次の(1)から(4)までのいずれか及び(5)に該当する者とし、補助員は(5)に該当する者とする。

(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者

(2) 法第18条の4に定める保育士

(3) 児童福祉事業又は社会福祉事業に2年以上従事した者

(4) (1)から(3)までに掲げる者に準ずる者として、市長が適当と認めた者

(5) 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者

(自立支援計画の策定)

第9条 児童自立生活援助事業所の管理者及び児童相談所長（児童自立生活援助事業所Ⅲ型の場合に限る。）は、児童自立生活援助対象者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、入居中の個々の児童等について、年齢、発達の状況、当該児童等の事情等に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童等の意見又は意向、児童等やその家庭の状況等を勘案して、自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(実施に当たっての事業者の留意事項)

第10条 事業の受託者（以下「事業者」という。）は、運営方針、職員の職務内容、児童自立生活援助の内容、金銭管理の方法、入居者及び退居後の生活相談等を受ける者（以下「利用者」という。）の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第36条の12に規定する運営規程を定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施しなければならない。

- (1) 利用者の内面の悩みや成育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、利用者との信頼関係の上に立って援助及び生活指導を行うこと。
- (2) 児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、利用者の雇用先事業所、公共職業安定所及び利用者の家庭等と密接に連携をとり、利用者に対する援助及び生活支援等が円滑かつ効果的に実施されるよう努めること。
- (3) 援助及び生活支援等を行うに当たっては、利用者及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (4) 特に、虐待などを受けた経験から人間関係がうまく築けないなどにより自立に向けた指導が必要な利用者に対し、就労先の開拓や住居の確保、警察等関係機関との調整、退所者のトラブル相談などに対応している場合には一層の体制整備を図ること。

（利用者の権利擁護）

第11条 事業者は、利用者の権利擁護及び虐待の防止を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対し、利用者へ虐待等を行ってはならない旨の徹底
- (2) 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずること。
- (3) 提供した児童自立生活援助に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずること。
- (4) 苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たっては、その職員以外の者を関与させること。
- (5) 自らその提供する援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めること。
- (6) 児童相談所長からの求めに応じ、入居者の状況等について、定期的（6か月に1回以上）に調査を受けること。
- (7) 入居者の所持する物の保管を行う場合には、あらかじめ、運営規程に保管の方法等を定めるとともに入居者に説明し、同意を得ること。また、同意を得ると同時に保管の状況を月に1回以上入居者に知らせること。
- (8) 事業者は、入居者の金銭や通帳等を保管するに当たっては、民法上の財産管理権を有しているものではないため、入居者へ説明するとともに、同意を得た上で取り扱うこと。
- (9) その他、児童福祉法施行規則の規定を遵守し、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、適切な援助及び生活指導等を行うこと。

（児童自立生活援助の申込み、決定に伴う手続）

第12条 児童相談所長は、その区域内における児童等の自立を図るため必要があ

る場合において、対象者から児童自立生活援助の実施について申込みがあったときは、児童自立生活援助を行わなければならない。

- 2 児童自立生活援助の実施を希望する対象者は、「児童自立生活援助の実施申込書（様式第2号）」を児童相談所長に提出しなければならない。この場合、事業者は入居を希望する対象者からの依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。
- 3 児童相談所長は、対象者を児童自立生活援助の対象とする決定を行う場合は、事前に対象者の入居について該当の事業者より、意見を聞かなければならない。
- 4 児童相談所長は、児童自立生活援助の決定を行った場合は、対象者に対し「児童自立生活援助開始通知書（様式第3号）」、対象者の保護者に対し「児童自立生活援助開始通知書（様式第3号の2）」（児童等が18歳未満の場合に限る。）、及び事業者に対し「児童自立生活援助委託通知書（様式第3号の3）」により通知を行うとともに、こども家庭支援課長に対しその写しを送付するものとする。
- 5 児童相談所長は、対象者に対し入居前に健康診断を受診させ、集団生活をして差し支えないことを確認する。
- 6 児童相談所長は、児童自立生活援助の決定にあたり必要と認めた場合は、児童を児童自立生活援助事業所へ一時保護委託をすることができる。なお、手続等は第3項から前項までの規定に準ずることとする。

（児童自立生活援助の実施の解除に伴う手続）

第13条 児童自立生活援助事業の実施の解除を希望する入居者は、「児童自立生活援助事業の実施の解除に係る申出書（様式第4号）」を児童相談所長に提出しなければならない。

- 2 児童相談所長は、前条の規定による決定を行った入居者に対し、児童自立生活援助の解除の決定を行う時は、あらかじめ事業者より意見を聞かなければならない。
- 3 児童相談所長は、前条の規定による決定を行った入居者に対し、児童自立生活援助の解除の決定を行う時は、前項の規定による事業者からの意見を聞いた後、入居者に対して、福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する命令（平成6年厚生省令第62号）に基づき、解除の理由について説明するとともに、意見を聞かなければならない。

ただし、前項による入居者からの申し出があった場合又は児童福祉法施行規則第36条により解除の決定を行う場合はこの限りでない。

なお、必要に応じ、児童自立生活援助事業所及び関係機関等との処遇会議を行うものとする。

- 4 児童相談所長は、児童自立生活援助の解除の決定を行った時は、入居者に対し「児童自立生活援助解除通知書（様式第3号の4）」、入居者の保護者に対し「児童自立生活援助解除通知書（様式第3号の5）」（児童等が18歳未満の場合に限る。）、及び事業者に対し「児童自立生活援助委託解除通知書（様式第3号の6）」により通知を行うとともに、こども家庭支援課長に対しその写しを送付するものとする。

（入居者の報告等）

第14条 事業者は、児童相談所長に対し、次の各号に掲げる時期に入居者報告書（様式第5号）により、報告を行う。

- (1) 新たに入居した対象者については、入居後1か月以内
- (2) 入居者については、9月及び3月
- (3) その他事業者が必要と認めた時

（入居者の費用負担及び適切な経理処理）

第15条 事業者は、児童自立生活援助事業の実施に要する費用のうち、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要になるもので入居者に負担させることが適当と認められる費用については、入居者に負担させることができるものとする。

- 2 入居者に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下とし、あらかじめ入居者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、入居者の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。
- 3 入居者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。

（運営状況の報告等）

第16条 事業者は、市長に対し、年度終了時において児童自立生活援助事業運営状況報告書（様式第6号）により、報告を行う。

（定員の割愛）

第17条 他都道府県等から、児童等の入居に関する協議があった場合、定員に空籍がある場合に限り定員の割愛を行うものとする。

その際は、児童福祉施設の場合に準じ、こども家庭支援課長が児童自立生活援助の決定を行う他都道府県等の担当部署と定員割愛の事務を行うものとする。

（子どもシェルター）

第18条 市長は、虐待を受けた児童等の緊急の避難先（子どもシェルター）として児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助等を行う事業がこの要綱に定める要件を満たす場合は、当該住居を児童自立生活援助事業所とし、援助の実施を委託することができるものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるものの他、事業の実施について必要な事項は、別にこども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

様式第 1 号

児童自立生活援助事業開始届出書

年 月 日

(あて先)  
千葉県長

住 所  
ふりがな  
氏 名

児童自立生活援助事業を実施したいので、千葉県自立援助ホーム事業実施要綱第 2 条第 2 項の規定により、別紙のとおり関係書類を添えて届出します。

様式第1号 別紙

名 称								
所在地	〒							
第4条の実施場所の別	I型 ・ II型 ・ III型							
事業開始予定年月日	年 月 日							
入居定員	人							
事業に使用する 建物の状況	所有者 ふりがな氏名	【所有・賃貸借(月額家賃 円)・その他】						
	延床面積	m <sup>2</sup>	建物の構造					
	居室面積	m <sup>2</sup>						
	× 室		× 室		× 室			
× 室		× 室		× 室				
職員について	ふりがな氏名	年齢	性別	職務内容	常勤・非常勤区分	保有資格名	精神の機能の障害の有無	備考
							有・無	
							有・無	
							有・無	
							有・無	
勤務形態(住込・交代制)								
備考								

(添付書類) 事業を実施する家屋の平面図。

様式第 2 号

児童自立生活援助の実施申込書

年 月 日

千葉県 児童相談所長 様

私は、以下のとおり、児童自立生活援助の実施を申込みます。

ふりがな 氏 名			
生年月日	年 月 日	性別	
個人番号			
現 住 所	〒		
電話番号			
職 業			
援助申込の理由			
保護者氏名		続柄	
保護者住所	〒		
保護者電話番号			
備考			

様

千葉市 児童相談所長

児童自立生活援助開始通知書

児童福祉法第 33 条の 6 により、 年 月 日付けで児童等本人から申込みのありました児童自立生活援助の実施を次のとおり開始します。

ふりがな 氏名			
生年月日	年 月 日	性別	
ふりがな 保護者氏名		続柄	
保護者住所	〒		
児童自立生活 援助事業所	名称		
	所在地	〒	
援助開始年月日			
備考			

様

千葉市 児童相談所長

児童自立生活援助開始通知書

児童福祉法第33条の6により、 年 月 日付で児童等本人から申込みのありました児童自立生活援助の実施を次のとおり開始します。

ふりがな 氏名			
生年月日	年 月 日	性別	
ふりがな 保護者氏名		続柄	
保護者住所	〒		
児童自立生活 援助事業所	名称		
	所在地	〒	
援助開始年月日			
備考			

様

千葉市 児童相談所長

児童自立生活援助委託通知書

児童福祉法第 33 条の 6 第 1 項により、次のとおり貴児童自立生活援助事業所に委託します。

委託児童等	フリガナ 氏 名			
	生年月日	年 月 日	性別	
	入居前住所	〒		
	電話番号			
	職業			
	委託年月日			
保護者	フリガナ 氏 名		続柄	
	住所	〒		
	電話番号			
備考				

様

千葉市 児童相談所長

児童自立生活援助解除通知書

年 月 日付けで開始した児童自立生活援助の実施を次のとおり解除しますので通知します。

ふりがな 氏 名			
生年月日	年 月 日	性別	
ふりがな 保護者氏名		続柄	
保護者住所	〒		
児童自立生活 援助事業所	名称		
	所在地	〒	
解除 年月日			
解除 理由			
備考			

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取り消しを求める訴訟は、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に千葉市を被告として提起することができます。(なお、この処分があったことを知った翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

千葉市 児童相談所長

児童自立生活援助解除通知書

年 月 日付けで開始した児童自立生活援助の実施を次のとおり解除しますので通知します。

ふりがな 氏名			
生年月日	年 月 日	性別	
ふりがな 保護者氏名		続柄	
保護者住所	〒		
児童自立生活 援助事業所	名称		
	所在地	〒	
解除 年月日			
解除 理由			
備考			

様

千葉市 児童相談所長

児童自立生活援助委託解除通知書

年 月 日付けで開始した児童自立生活援助の委託を次のとおり解除しますので通知します。

ふりがな 氏 名			
生年月日	年 月 日	性別	
居住地	〒		
解除 年月日			
備考			

様式第4号

児童自立生活援助の実施解除申出書

年 月 日

千葉県 児童相談所長 様

私は、以下のとおり、児童自立生活援助の実施解除を申し出ます。

ふりがな 氏名			
生年月日	年 月 日	性別	
現住所	〒		
電話番号			
職業			
解除申出の理由			
備考			

様式第5号（処遇方針・報告等）

第 年 月 日 号

千葉市 児童相談所長 様

事業者名 \_\_\_\_\_  
 施設名 \_\_\_\_\_  
 管理者名 \_\_\_\_\_

入居者報告書

つぎの児童等について、下記のとおり報告いたします。

児童等	ふりがな 氏名		性別		生年月日	年 月 日
	現住所	〒				
入居年月日		年 月 日				
入居当初の 処遇方針						
児童等の状況						
家庭の状況						
特記事項						
処遇意見						

様式 6 号

児童自立生活援助事業運営状況報告書

年 月 日

(あて先)  
千葉市長 様

事業者名  
施設名  
管理者名

児童自立生活援助事業の運営状況について、別紙のとおり報告します。



○補助者の勤務状況

補助者氏名		補助内容	
勤務実績	年 月		
	年 月		
	年 月		
補助者氏名		補助内容	
勤務実績	年 月		
	年 月		
	年 月		
補助者氏名		補助内容	
勤務実績	年 月		
	年 月		
	年 月		

## 児童入退所明細書

### ○入退所状況

	月	月	月
月初在籍児童等数	人	人	人
入所児童等数	人	人	人
退所児童等数	人	人	人
現員児童等数	人	人	人

### ○補助者勤務状況

勤務日数	月	月	月
	日	日	日